

第97回接続委員会 議事概要

日時 平成19年9月12日(水) 10:00~11:00
場所 801会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
直江委員、藤原委員
総務省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、
古市料金サービス課長、
二宮料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
寺岡料金サービス課課長補佐、
鈴木料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

総務省から答申書案について説明が行われた後、審議が行われた。

その結果、答申書案について、当委員会の検討結果として電気通信事業部会へ報告を行うことが了承された。なお、答申書案に関する意見募集において提出された意見に対する考え方については、委員会の審議を踏まえて修正し、別途委員の了承を得ることとされた。

【主な発言等】

東海主査 今回の平成20年度以降の接続料算定の在り方についてという課題については、答申案にあるとおり、5つの案件から問題提起をし、加えて、新しい議論への頭出しをするという意味で新モデル適用期間後における接続料算定の在り方についても最後の章で触れているところ。また、答申案に対して意見を頂戴したが、結果的には、答申案に関しては、データの修正と小さな用語の修正のみにとどまっているが、このような整理でよろしいか。何か意見があれば御願いたい。

酒井主査代理 細かいところだが、意見及び考え方の6頁、意見9で、NTT東日本・NTT西日本とソフトバンクの意見は同じ意見ではなく、別の観点からのものであるが、同じ意見と整理してよいのか。

総務省 確かに観点は違うが、き線点RT-GC間伝送路に係る費用のどの部分を接続料原価に戻すのかという点について、答申案では実際のネットワ

ークにおけるRT設置局舎に係る費用としているが、NTT東西はこれに限らずに全部戻すべきであるとの意見、また、ソフトバンクはユニバーサルサービスの補てん対象の局舎にすべき、と方向性は違うが、接続料原価への戻し方の別案を提示していただいたということで一つにまとめて整理している。

酒井主査代理 了解した。

直江委員 全体の考え方は平成22年度まで適用し、23年度からは抜本的に改正したものになるのか。それまでに固定電話の接続料算定の在り方について検討することになるのか。

総務省 答申案の中にもあるように、フィージビリティスタディなどを行いながら検討していくことになると思うので何とも言えないが、IP化の進展状況を踏まえて多面的な検討をしていく中で、そういった可能性もありうる。

直江委員 その前に接続委員会としては、様々な分析をしなくてはならないということか。

総務省 そうなるであろう。

東海主査 何をもって抜本的というのか。PSTN問題から単にIP化される傾向について、それを取り込んだ意味での接続料の在り方を今度は論じていかなければならないという意味では抜本的であるが、どういう手法をとるかについてはまだこれからの研究課題と理解している。

直江委員 OAB～J IP電話の伸び次第ということか。

藤原委員 意見及び考え方の8頁の意見11と考え方11について、考え方では機械的に当然のことながらNTSコストの一部は接続料原価に入るという考え方をとっているが、意見の方はそれでは報酬率が上昇しすぎるとしている。これは両者の考え方がすれ違っている部分だが、では、具体的にどの程度の額になるのか。本質的な問題ではないかもしれないが教えて欲しい。

総務省 答申案でいうと、23頁の下部から24頁にかけてだが、き線点RTGC間伝送路費用を従量制接続料の原価に算入した場合の試算値は、平成22年度において、GC接続料は4.7円～5.3円になると想定されている。これは、平成16年答申において想定した接続料の上限値と比べても十分に競争が成り立ちうる水準であると認められるので、今回、投資額も含めて接続料原価に算入したとしても、水準としての妥当性は保たれると考える。分計した額は手元がない。

藤原委員 仮にトータルの額であったとしても合理的な接続料の上昇となるので、特に報酬率を含めたとしても問題はないということで、答申案は変わ

らないということか。

総務省 そのとおり。

藤原委員 考え方11について、現在の書きぶりでは、杓子定規に入れるということだけで、あまりにもそっけないので可能であれば、修文を検討してほしい。

東海主査 き線点RT~GC間伝送路に係るNTSコストの金額さえつかめればそれほど難しいことでもないのではないか。確認して欲しい。

総務省 設備の運営管理費を算出した後、別途報酬率を算出しているので、恐らく分計出来るとは思うが、別途確認したい。

相田委員 要は、今回の措置は当面の措置なので、できるだけシンプルにしたいということではないか。そういったニュアンスがもう少しあってもよかったのではないか。

東海主査 御要望は、別会計で整理してほしいというものと思うが、では、これを別に抜き出してどうするかという議論を始めると、答申案で相当な分量を割かなければならなくなる。方向性として、ユニバーサルサービス委員会との議論の中で、従量制接続料で回収するという前提を両方で納得したということ。これから更なる議論をするのは難しい。

藤原委員 公平な負担になるのか。そういった観点も織り込むことが出来ればよいと思うが。可能であれば加えていただければ。

東海主査 考え方11に関しては、今の趣旨も踏まえて、整理し、確認いただくこととしたい。この問題はかなり今回の大きなテーマでもあった。ユニバーサルサービス委員会でも、今回の事業部会での姿勢も同様、接続委員会とユニバーサルサービス委員会のコミュニケーションを図っていこうということで、先般、黒川主査にも接続委員会に参加して頂いたところ。ユニバーサルサービス委員会での議論の結果について報告願いたい。

総務省 9月6日にユニバーサルサービス委員会を開いており、そこでの議論はパブリックコメントの結果について議論いただいた。意見としては、ベンチマークの変更に関しては、合理的な案であって、利用者負担が抑制されることは望ましいという意見や、NTTからは接続料とセットで検討してほしいとの意見があった。その他、NTTに対しては、経営効率化の推進、情報開示の促進を求める意見や、ユニバーサルサービス制度を今後見直して欲しい。といった意見もあった。これらの意見を踏まえ、委員の皆様にご議論いただいた結果、全国平均+2とする省令改正は妥当であろうという議論をいただいた。

東海主査 その結果、ユニバーサルサービス委員会としては、今回の措置を了承されたということで良いか。

総務省 そのとおり。

東海主査 接続委員会での議論の結果とユニバーサルサービス委員会での議論の結果を同時に事業部会で整理するのか。

総務省 そのとおり。

東海主査 同じ事が別な側面から議論され、同じ事業部会で整理されるということになる。他に無いようであれば、考え方11については、修文し、別途各委員に案を確認頂いて、了承頂く点は残っているが、それ以外の部分に関しては、答申案に了承頂いたということとしたい。

総務省 今回審議頂いた答申案は、9月20日の電気通信事業部会で審議頂く予定。なお、今後の接続委員会に関しては、日程未定のため、別途案内させて頂く。

以上